

毎週火・金曜日発行



# 秋田県公報

目次	ページ
公告	1

## 公 告

家畜伝染病予防法による報告の徴求（農畜産振興課）……………1

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五十二条の規定により、動物の所有者から次のとおり報告を求め、家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）第五十八条の規定に基づき、告示する。

平成十六年三月九日

秋田県知事 寺田典城

- 一 実施の目的  
高病原性鳥インフルエンザのまん延防止のため
- 二 報告すべき者の範囲  
飼養する鶏、あひる、うずら及び七面鳥の羽数の合計が千以上である者
- 三 報告すべき事項  
平成十六年三月十五日以降における次に掲げる事項
- （一）飼養羽数
- （二）死亡羽数
- （三）高病原性鳥インフルエンザの可能性を否定できないような状況の有無
- 四 報告書の提出方法、提出期限及び提出先  
三の事項を一週間（月曜日から日曜日まで）（ことに取りまとめ、別記様式により翌週の水曜日の正午までにファクシミリ、電子メールその他の方法により）二の動物を飼養する農場の所在地を管轄する家畜保健衛生所長に提出すること。
- 五 その他

- （一）高病原性鳥インフルエンザの可能性を否定できないような状況が生じた場合は、四にかかわらず、直ちに四の家畜保健衛生所長にその旨を報告すること。
- （二）報告を求める期間は、四の家畜保健衛生所長が別途指定するまでとする。

六 問い合わせ先

秋田県北部家畜保健衛生所（郵便番号〇一八 三四五四 北秋田郡鷹巣町脇神字高村岱九十二番地 電話〇一八六 六一二七一五 ファクシミリ〇一八六 六一〇一四六 電子メールアドレスshokubukachikuhokeniseijo@pref.akita.lg.jp）

秋田県中央家畜保健衛生所（郵便番号〇一〇 九〇四 秋田市寺内蛭根一丁目十五番五号 電話〇一八 八六四 〇四〇一 ファクシミリ〇一八 八六二七一 三二 電子メールアドレスchuokahoo@pref.akita.lg.jp）

秋田県南部家畜保健衛生所（郵便番号〇一四 〇〇一 大曲市富士見町六番五十五号 電話〇一八七 六二二 五三五四 ファクシミリ〇一八七 六六 一八四九 電子メールアドレスnan-kahoo@pref.akita.lg.jp）

別記様式

年 月 日

家畜伝染病予防法第52条に基づく報告徴求命令に対する報告

秋田県 家畜保健衛生所長 様

報告者の氏名 \_\_\_\_\_

報告者の連絡先 \_\_\_\_\_

農場の所在地 \_\_\_\_\_

農場名 : \_\_\_\_\_

年 月 第 週 ( 月 日 ~ 月 日 ) 分報告

	内 容	備 考
飼 養 羽 数	羽	
死 亡 羽 数	羽	
鳥インフルエンザの可能性を 否定できないような状況の有無	あり なし (いずれかに)	(「あり」の場合はその態様)

購読料 発行 秋 田 県  
 一月三千五百円 秋田市山王四丁目一番一号

印刷者 印刷所

秋田株式会社  
 秋田市山王七丁目五番一十九号  
 電話 (082) 876-883  
 FAX (082) 876-883  
 E-mail: matsubara@matsumaru.co.jp



(注)1 飼養羽数の備考の欄には、健康状態についての特記事項を記載します。  
 2 死亡羽数の備考の欄には、通常の死亡率と比較して変動が認められるか、死亡日齢、発生鶏舎等に偏りが認められるか等についての特記事項を記載します。  
 3 複数の農場を管理(所有)している飼養者は、農場ごとに記載して報告します。